

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
65	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩国市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	エクセルファイル ワンストップ特例申請支援ツール
2. 特定個人情報ファイル名	
申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業振興部シティプロモーション課
②所属長の役職名	シティプロモーション課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市総務部総務課 0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市産業振興部シティプロモーション課 0827-29-5012
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会よりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。複数人での確認による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残している。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年7月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年7月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月30日時点	令和4年7月29日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月30日時点	令和4年7月29日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当 部署 ①部署 ②所属長の役職名	①総務部広報戦略課 ②広報戦略課長	①産業振興部シティブロモーション課 ②シティブロモーション課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番 51号 岩国市総務部広報戦略課 0827-29-5016	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番 51号 岩国市産業振興部シティブロモーション課 0827-29-5012	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日時点	令和5年7月28日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日時点	令和5年7月28日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月28日時点	令和6年12月26日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月28日時点	令和6年12月26日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業の追加記載	事後	新たに追加された項目
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策の追加記載	事後	新たに追加された項目
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月26日時点	令和7年6月27日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月26日時点	令和7年6月27日時点	事後	しきい値調査の実施による変更